



2018年7月18日

各 位

会 社 名 株式会社 東芝  
東京都港区芝浦1-1-1  
代表者名 代表執行役会長 CEO 車谷 暢昭  
(コード番号: 6502 東、名)  
問合せ先 執行役常務 長谷川 直人  
Tel 03-3457-2100

### 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の通り、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行（以下、本新株発行）を行うことを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 発行の概要

(1) 払込期日	2018年8月3日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 250,310株
(3) 発行価額	1株につき349円
(4) 発行総額	87,358,190円
(5) 割当予定先	当社の執行役 12名 183,310株 当社の主要子会社（分社会社）の取締役の一部 8名 67,000株
(6) その他	本新株発行については、金融商品取引法による有価証券 通知書を提出しております。

##### 2. 発行の目的及び理由

当社は、当社の執行役及び主要子会社（分社会社）の取締役の一部（以下、総称して、対象役員）に対して、株主の皆さまとの一層の価値共有をするとともに、中長期的な業績向上に対するインセンティブを有効に機能させることを目的として、譲渡制限付株式を割り当てる株式報酬制度（以下、本制度）を導入する旨、2018年5月15日に発表いたしました。

本制度は、対象役員に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として会社に現物出資させることで、対象役員に当社の普通株式を保有させ

るものです。

また、本制度による譲渡制限付株式の割り当てに際しては、当社と対象役員との間で、譲渡制限付株式割当契約を締結し、対象役員は割り当てを受けた譲渡制限付株式について、一定期間の譲渡又は担保権の設定その他処分をしてはならないことが定められます。

### 3. 今回の発行内容

今般、当社及び該当子会社は、それぞれ、当社の執行役 12 名及び該当子会社の取締役の一部 8 名に対し、本制度の目的を踏まえ、対象役員としての適切な報酬構成や報酬水準などを勘案の上、当社と対象役員との間の契約で譲渡制限を定める普通株式（以下、本株式）を交付するための出資財産として金銭報酬債権合計 87,358,190 円を支給することを決定いたしました。

本新株発行において、当社が対象役員に対して発行する本株式の総数は 250,310 株とし、その 1 株当たりの払込金額は、2018 年 7 月 17 日（当社の取締役会決議日の前営業日）における東京証券取引所における当社の普通株式の終値である 349 円としております。

### 4. 譲渡制限付株式割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2018 年 8 月 3 日～2048 年 8 月 2 日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

譲渡制限期間が満了した時点をもって、当該時点において対象役員が保有する本株式の全部につき、譲渡制限を解除します。

ただし、対象役員が、譲渡制限期間中に、任期満了、定年又は死亡その他当社が正当と認める理由により、当社又は東芝エネルギーシステムズ株式会社、東芝インフラシステムズ株式会社、東芝デバイス&ストレージ株式会社若しくは東芝デジタルソリューションズ株式会社（以下、総称して、当社グループ）の取締役又は執行役のいずれの地位からも退任した場合には、2018 年 7 月から当該退任日を含む月までの月数を 12 で除した数（1 を超える場合には 1）に、各対象役員に割り当てた本株式の数を乗じた数の本株式につき、譲渡制限を解除するものとし、この場合、当社は、譲渡制限を解除する時期を必要に応じて合理的に調整することができます。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償で取得します。

#### (3) 当社による無償取得

対象役員が、譲渡制限期間中に、当社グループの取締役又は執行役のいずれの地位からも退任した場合（ただし、対象役員が当社グループの取締役又は執行役のいずれかに就任又は再任される場合を除きます。）等一定の事由が発生した場合には、本株式（ただし、上記 4.「(2) 譲渡制限の解除条件」記載の退任に伴う譲渡制限の解除の対象となる本株式を除きます。）を無償で取得します。

(4) 当社の組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の報酬委員会の決議により、2018年7月から当該承認日を含む月までの月数を12で除した数（1を超える場合には1）に、当該承認日において対象役員が保有する本株式の数を乗じた数の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除いたします。なお、上記において譲渡制限が解除されない本株式については、当社が当然に無償で取得します。

(5) 株式の管理に関する定め

本株式は、譲渡制限期間中、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、対象役員が野村證券株式会社に開設した専用口座で保管されます。当社は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結しております。また、対象役員は、当該口座の管理に関する契約に基づく本株式の取扱いにつき同意を行います。

5. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本株式の発行価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、2018年7月17日（当社の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である349円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な金額には該当しないものと考えております。

以 上